

別添 11-1

【参考事例】児童福祉課中心型 泉大津市児童虐待防止ネットワーク[愛称 C A P I O]

1. 泉大津市の概要

- 1) 人口：77,902人（平成16年3月末現在）
- 2) 出生数（率）：935人（平成15年）（1.52／平成14年）近年若い世代の流入により出生率が増加している。
- 3) 0歳から18歳までの児童数：0～5歳／5,818人 6～11歳／5,235人 12～18歳／5,150人 合計16,203人（平成16年4月）
- 4) 市の特徴：大阪府の南部に位置し、かつては毛布繊維産業を中心とした地場産業都市であったが、近年、住宅都市になりつつある。

2. 児童虐待防止ネットワークの設立理由及び設立時期

周辺都市において児童虐待の事例が急増したことを危惧した現場の関係者が中心となり、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、関係機関での有機的な連携に基づいた援助を行うために、平成11(1999)年7月に設立された。

3. 泉大津市児童虐待防止ネットワークの特徴

市児童福祉課にネットワークの事務局とし、虐待ケースの緊急度の判定を児童相談所とともにおこなうこと。

4. 児童虐待防止ネットワークのシステム

1) 組織

「代表者会議」（各機関の代表者・管理職で構成）と「実務者会議」（各機関・職種の実務者の代表で構成）の2段構えである。

2) 構成メンバー

医療分野（市立病院小児科・産婦人科、市医師会）、保健分野（府保健所、市健康推進課）、福祉分野（府児童相談所の地域育成室・家庭支援課・虐待対応課、市の児童福祉課・生活福祉課、児童福祉施設）、教育（市教育委員会の指導課、幼稚園、小学校、中学校）、警察署（生活安全課）、消防本部（警備課、救急救助係）等の関係機関や主任児童委員、弁護士等の関係者から構成されている。

3) 活動内容

- ①被虐対児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ②被虐待児童の実態把握
- ③児童虐待についての地域社会への啓発活動
リーフレットを市内小中学校、保育所児童を通じ配布し、ポスターを公共施設、病院に提示し、さらに市広報に掲載した。
- ④児童虐待についての情報交換及び研修活動

- ⑤幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥その他児童虐待の解決に必要と認めること

4) 支援の流れ

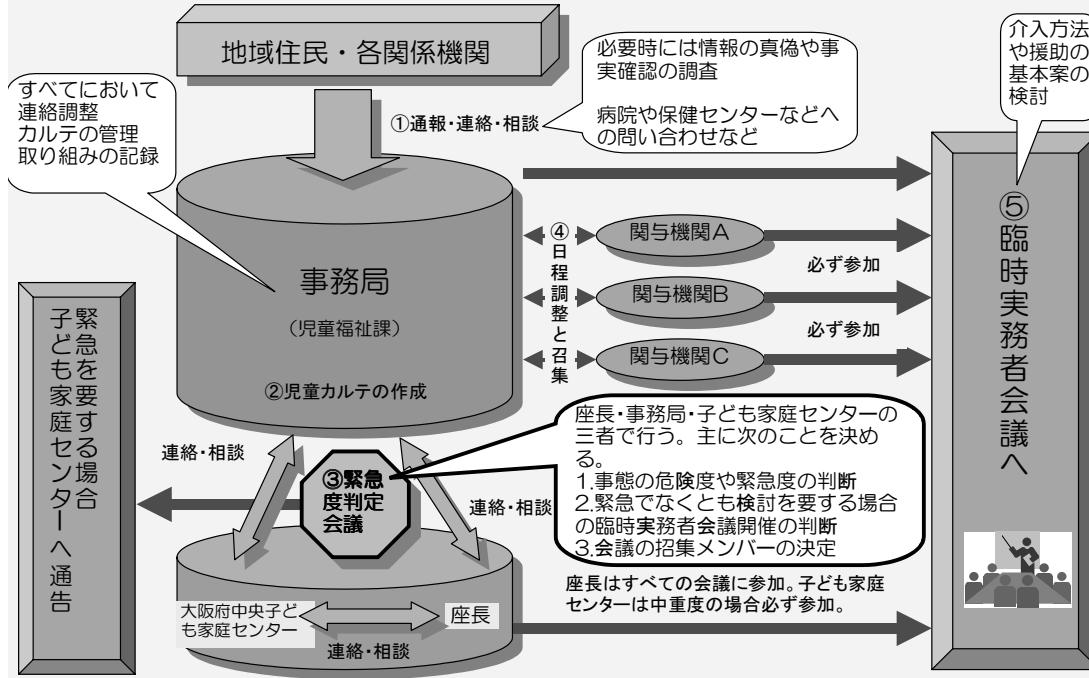
- ① 関係機関や地域から寄せられた通報や情報は、まずネットワークの事務局である市児童福祉課に集められる。
- ② 寄せられた通報や情報に基づき、児童カルテを作成。
- ③ 事務局、実務者会議の座長、児童相談所（子ども家庭センター）の3者で「緊急度判定会議」を開き、事務局が作成した児童カルテに基づき、危険度や緊急度を判断する。
 - ・緊急度が高いと判断された事例については、子ども家庭センターに子どもの保護等の対応を依頼する。
 - ・緊急度は低いが何らかの対応が必要と判断された事例については、臨時実務者会議の開催と招集すべき関係者を決定し、事務局が関係機関と調整を図り、臨時実務者会議を開催する。
- ④ 事務局による臨時実務者会議の日程調整と召集
- ⑤ 臨時実務者会議においては、事態解決にあたっての方針、方法、役割分担、各事例におけるリーダーの決定等を詰めていく。
- ⑥ 臨時実務者会議終了後、各機関が会議で決められた方針に基づいてその家庭や子どもに対応していく。その際には、「いろいろな機関の職種が手をつなぎつつ、それぞれの立場から関わることによって、子どもとその家族を守るチームを作ることが重要」という考え方をもとに、ネットワークを最大限活用した対応を図ることとしている。

5. ネットワークの効果

- ① 実践によって機関同士の結びつきが強化され、日頃の連絡がとりやすくなり、各機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力度が高くなり、援助に対する評価や指示系統ができた。
- ② 「るべきこと」と「どこまでるべきか」が明確なので、自分の活動（役割分担）に専念できるようになった。
- ③ C A P I Oの名称が住民に浸透したこと、通報・相談への抵抗感が少なくなった。

泉大津市児童虐待防止ネットワーク（C A P I O） ケース対応システム

①虐待の疑いが発見されてから事務局（児童福祉課）による把握と会議（チーム）が招集されるまで



泉大津市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

[愛称：C A P I O]

(趣旨)

近年の都市化、核家族化の進展等、社会環境が大きく変化するなかで、子ども、また子育てに関する様々な問題が発生し、とりわけ児童虐待に関する問題は年々増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっている。

児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として尊い命が親の虐待によって奪われるという痛ましい事件も発生しており、児童虐待を早期に発見し、早期に対応するためこの要綱を制定する。

(設置)

第1条 泉大津市内の保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関が、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助のシステムを検討する泉大津市児童虐待防止ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 ネットワークは、次に掲げる事項を活動内容とする。

- ① 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ② 被虐待児童の実態把握
- ③ 児童虐待についての地域社会への啓発活動
- ④ 児童虐待についての情報交換及び研修活動
- ⑤ 上記を推進するための、幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥ 前各号に掲げる活動のほか、児童虐待の解決に必要と認めること。

(構成)

第3条 ネットワークは、次に掲げる機関等で構成する。

- (1) 大阪府中央子ども家庭センター
- (2) 大阪府和泉保健所
- (3) 泉大津市健康福祉部児童福祉課（家庭児童相談室、保育所）
- (4) 泉大津市健康福祉部健康推進課（保健センター）
- (5) 泉大津市健康福祉部生活福祉課
- (6) 泉大津市教育委員会（指導課、幼稚園、小学校、中学校）
- (7) 泉大津市立病院（小児科部、産婦人科部）
- (8) 泉大津市消防本部

- (9) 泉大津市主任児童委員
- (10) 児童福祉施設（和泉乳児院、和泉幼稚園、助松寮）
- (11) 泉大津市医師会
- (12) 弁護士
- (13) 大阪府泉大津警察署（生活安全課）
- (14) その他連絡、連携が必要と認められる機関

（運営）

- 第4条 ネットワークは、前条に定める機関等の代表者で構成する代表者会議と、各機関の実務者で構成する実務者会議に分けて活動する。
- 2 代表者会議は総括的事項を、実務者会議は具体的な事項について担当する。
 - 3 代表者会議、実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により選出する。
 - 4 座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
 - 5 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

（秘密の保持）

- 第5条 ネットワークの構成者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

（事務局）

- 第6条 ネットワークの事務局は、泉大津市福祉部児童福祉課に置く。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

【参考事例】子ども家庭支援センター中心型 東京都三鷹市の児童虐待防止ネットワーク

1. 三鷹市の概要

- 1) 人口：173,217人（平成16年12月1日現在）
- 2) 出生数：1,443人（平成15年）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年12月1日現在）

0～4歳	6,808人
5～9歳	7,048人
10～14歳	6,562人
15～19歳	7,538人
- 4) 市の特徴：東京都のほぼ真中に位置した住宅都市

2. 子ども家庭支援センターの設立

東京都児童福祉審議会が、住民が身近なところでどのようなことでも気軽に相談できる適切な援助やサービスを利用できる総合的な相談体制を整える必要があると指摘し、平成7年10月より「子ども家庭支援センター事業」を開始、区市町村で子ども家庭支援センターの設置を進めてきた。子育てに関する実務者会議が必要という認識から子ども相談連絡会が平成2年に立ち上がっていた三鷹市では、これを基盤に平成9年から子ども家庭支援センターをスタートさせた。

3. 三鷹市のネットワークの特徴

東京都の事業である「子ども家庭支援センター」が中核機関となり、乳幼児の子育て、不登校やいじめ、思春期の子どものことなど、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を目的にファミリーソーシャルワークの視点から地域の援助機関やサービスをネットワークでつなぎ、を市全体での子ども家庭支援システムの強化に取り組んでいる。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

連絡会、定例会、ケース検討会で構成され、連絡会は年1回、定例会は月1回程度、ケース検討会は随時（年平均50回程度）開催することとしている。

2) 構成メンバー

健康福祉部（子ども家庭支援センター、子育て支援室、総合保健センター、生活福祉課、ハピネスセンター、市立保育園）、企画部企画経営室女性担当、母子自立支援員、教育委員会（指導室、教育相談室、小中学校、市立幼稚園、生涯学習課、児童館、）社会福祉協議会（学童保育所担当）、保健所、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、医師会、警察、助産師会、私立保育園、私立幼稚園、主任児童委員、民生児童委員

3) 活動内容

- ① 子ども家庭支援センター事業
親子ひろばによる精神的サポート、グループでの活動支援、相談、ネットワーク事業
- ② 子育て連絡会(子ども家庭支援センターの所管)
子ども家庭支援センターを中心とし、関係機関相互の連携を含め、相談内容の充実や質の向上を目指す
事例検討会、ケース会議、サービス調整会議も行う。
※北野ハピネスセンター（療育センター）中心の障害児支援ネットワークとも連携
(障害児保育プログラムや親への対応を支援。通園、通所訓練、相談、療育訓練事業、交流、研修、乳幼児の子育て支援事業)

5. ネットワークの効果

- ① 迅速に対応できるようになった。
- ② 総合的な状況把握により、問題を家庭全体で捉えた援助が可能になった。
- ③ 関係機関相互の役割や機能が理解でき、関係機関の力量アップにもつながった。
- ④ どこが発見したりどこに通報が入ったりしても、支援センターにつなぐ事で同じ対応が取れるようになった。

三鷹市子ども家庭支援ネットワークに関する規則

平成14年3月29日
規則第26号

改正 平成15年6月12日規則第30号 平成16年4月1日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、子どもと子育てに関する関係組織等の相互の連絡及び調整を行うため、三鷹市子ども家庭支援センター条例（平成9年三鷹市条例第6号）第3条第2号に規定するネットワークを設置し、もって関係組織等が連携して子どもと家庭を支援することを目的とする。

(名称等)

第2条 ネットワークの名称は、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク（以下「支援ネット」という。）とする。

2 支援ネットは、児童虐待防止区市町村ネットワーク事業実施要綱（平成14年3月29日付け13福子計第1754号）に定める児童虐待防止協議会を兼ねるものとする。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(構成)

第3条 支援ネットは、別表に掲げる組織等の代表者及び子育て支援担当者をもって構成する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(運営)

第4条 連絡会の運営は、子ども家庭支援センター長（以下「センター長」という。）が行う。

(会議)

第5条 センター長は、次の会議を開催する。

(1) 連絡会

(2) 定例会

(3) ケース検討会

2 連絡会は、各年度の支援ネットの運営方針を定めるため、支援ネットの構成員により各年度1回開催する。

3 定例会は、ネットワークの運営に関する情報交換を行うため、別表に掲げる組織等の子育て支援担当者により月1回開催する。

4 ケース検討会は、問題を抱える子どもと家庭を支援するため、各事案に関わる組織等の子育て支援担当者により隨時開催する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(プライバシーの保護)

第6条 連絡会の構成員は、プライバシーの保護に最大の注意を払わなければならぬ。

2 市長は、支援ネットに関するプライバシーの保護のため、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、子ども家庭支援センターが行う。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月12日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第3条関係）

子ども家庭支援センター	社会教育会館
健康福祉部子育て支援室	市立小学校、中学校及び幼稚園
市立保育園	東京都杉並児童相談所
児童館	東京都三鷹武蔵野保健所
むらさき子どもひろば	警視庁三鷹警察署
市立母子生活支援施設	母子自立支援員（三鷹市担当）
健康福祉部生活福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員
健康福祉部健康推進課	社団法人三鷹市医師会
北野ハピネスセンター	三鷹市助産師会
企画部企画経営室	三鷹市内の私立保育園及び保育室
教育委員会事務局教育部指導室	三鷹市内の私立幼稚園
教育委員会事務局教育部生涯学習課	社会福祉法人朝陽学園
教育センター教育相談室	

全部改正〔平成15年規則30号〕、一部改正〔平成16年規則17号〕

【参考事例】

神奈川県相模原市の児童虐待防止ネットワーク

1. 相模原市の概要

- 1) 人口 : 620,599 人(平成 16 年 4 月 1 日現在)
- 2) 出生数(率) : 6,068 人 (平成 15 年)
- 3) 0 歳から 18 歳までの児童数(平成 16 年 1 月 1 日現在)

0~4 歳	30,360 人
5~9 歳	30,183 人
10~14 歳	28,660 人
15~19 歳	30,773 人
- 4) 市の特徴 : 北東側を東京都に接する神奈川県北部に位置し、優れた技術集積により次世代産業を担う内陸工業都市として発展を続けている。

2. 相模原市児童虐待防止ネットワーク設立理由と時期

平成 12 年の虐待防止法成立以降、児童虐待防止ネットワークの設置について検討していたところ、虐待死亡事件が発生。これを契機に「児童虐待防止ネットワーク」が平成 13 年 5 月に発足した。

3. 相模原市のネットワークの特徴

子育て支援課、福祉事務所、保健所が連携して中核機関の役割を担っている。保健所では、乳幼児について独自に作成したチェックリストを基にケースの重症度の評価を行いランク分けした上で初期対応に当たる。ケースの進行管理においても、市ネットワークで独自に作成した各機関共通のツールである支援評価シートを活用して対応にあたっている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

児童虐待防止ネットワークは「児童虐待防止協議会」と「児童虐待防止連絡会議」によって構成される。

2) 構成メンバー

- ①「児童虐待防止協議会」は相模原市（保健福祉部長、保健所長、学校教育部長）と児童相談所、児童養護施設、民生・児童委員、医師、歯科医師、保育園、弁護士、人権擁護委員、警察署、幼稚園、小・中学校などの市内の関係機関・団体から推薦された者で構成されている。
- ②「児童虐待防止連絡会議」には、「全体会議」と「ケース会議」が設置され、全体会議は、保健福祉、教育、消防などにおける市の関係機関の長と児童相談所指導課長で構成されている。ケース会議は、個別ケースの関係機関の担当者で構成されている。

3) 活動内容

- ①「児童虐待防止協議会」
年 2 回程度開催し、児童虐待への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を所掌する。
- ②「児童虐待防止連絡会議」（全体会議）
年 3 回程度開催し、児童虐待防止対策事業の方向性の検討や、庁内関係機関のスマートな連携などについての事項を所掌する。
- ③「児童虐待防止連絡会議」（ケース会議）
個々の事例に対する情報の共有、具体的な対処方法や役割分担を検討する。また随時のケース会議以外にも、新規ケースの報告、終結ケースの検討などを行う「ケース確認会議」を月 1 回開催。全ケースについて対応方法の確認を行う「定例ケース会議」を年 2 回開催。児童相談所と連携して対応しているケースについて対応方法の確認を行う「児童相談所との定例ケース会議」を年 1 回開催。
- ④「事務担当者会議」
ネットワーク運営上の事務的な課題などについて、各機関の担当者で検討する「事務担当者会議」を月 1 回開催。

5. ネットワークの効果

- ① 関係機関を超えての情報共有が可能となり、早期に効果的な対応が可能になった。
- ② 複数の機関、複数の職種の幅広い視点で、対応方法を検討できるようになった。
- ③ 全体会議で関係各課の課長にネットワークの動きを報告し、承認を受けているため、メンバーが課を超えて活動しやすくなっている。
- ④ 定期的に児童虐待を担当している職員が集まることで課題の共有や検討ができるようになり、職員のスキルアップや独自の取り組みなどにつながっている。

相模原市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のための関係機関相互間における連携を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、児童虐待防止協議会（以下「協議会」という。）及び児童虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、これらを相模原市児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と総称する。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会は、児童虐待への取組みに関する情報交換、協議、連携等に係る事項を所掌する。
- 3 協議会に座長及び副座長を置き、構成員がこれを互選する。
- 4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議に、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 全体会議
- (2) ケース会議

(全体会議)

第5条 全体会議は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 事例に係る情報の共有及び対応方法の検討
 - (2) 児童虐待の対応方法についての助言
- 3 必要があると認めるときは、全体会議に会議の当該構成員以外の者を出席させることができる。

(ケース会議)

第6条 ケース会議は、個別の事例に關係する課の担当者及び関係機関に所属する者をもって構成する。

- 2 ケース会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 個々の児童虐待に対応するケース対応チームの編成
 - (2) ケースの情報、経過及び問題の把握
 - (3) 役割分担及び対処方法の検討
 - (4) 家庭支援を含めた援助方法の検討

(招集)

第7条 協議会は、座長が招集し、年2回以上開催するものとする。

- 2 連絡会議は、市長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会及び連絡会議の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 ネットワークの庶務は、保健福祉部子育て支援課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

相模原市	保健福祉部長
	保健福祉部保健所長
	学校教育部長
関係機関	相模原児童相談所長
	児童養護施設中心子どもの家所長
	相模原市民生委員児童委員協議会から推薦された者
	相模原市医師会から推薦された者
	相模原歯科医師会から推薦された者
	相模原市私立保育園長会から推薦された者
	横浜弁護士会相模原支部から推薦された者
	相模原市人権擁護委員会から推薦された者
	相模原警察署から推薦された者
	相模原南警察署から推薦された者
	相模原市幼稚園関係団体から推薦された者
	相模原市公立小学校校長会から推薦された者
	相模原市公立中学校校長会から推薦された者

別表 2 (第 5 条関係)

相模原市	企画部 保健福祉部	男女共同参画課長
		保健福祉総務課長
		地域福祉課長
		保健福祉総合相談課長
		地域医療課長
		子育て支援課長
		保育課長
		相模原福祉事務所長
		南福祉事務所長
		陽光園所長
	保健福祉部保健所	地域保健課長
		保健予防課長
		中央保健センター所長
	教育委員会管理部 教育委員会学校教育部	学務課長
		指導課長
		青少年相談センター所長
	消防本部	救急対策課長
関係機関	相模原児童相談所	指導課長